

当面の検討課題について

(1) 検査制度を継続的に改善する仕組み

制度の運用実績等を踏まえ、継続的に制度の改善を図っていくための取組をどのように行うか、そのための体制をどう構築するか。(今回の議題3)

- ・ 必要なインプット情報の選定（検査官、事業者、その他関係者）
- ・ インプット情報の取扱い
- ・ 情報入手や制度の仕組み・運用への反映等の手法と体制整備

(2) 核燃料施設等の重要度評価手法

現在運用しているSERPでの評価に代えて、実用炉とは違う新たな評価手法についてどのように整理していくか。

⇒ 各施設のリスクや特異性、事業者等の安全活動のパフォーマンスの評価の視点、適切な規制対応のあり方などを整理し、重要度評価のあり方を再整理する。最終的には、SDPガイドの見直しに結実させる。

(3) PRAモデルの活用拡大

伊方3号機以外のおプラントのPRAモデルの適切性確認を進めるとともに、出力運転時内的事象のみならず火災や地震等の外的事象や停止時にも範囲を順次拡大していく必要がある。

⇒ 当面は、大飯3、4号、玄海3、4号、川内1、2号、高浜3、4号、柏崎刈羽7号について、出力運転時内的事象のPRAモデルの提示を受けていることから、その適切性確認を実施する。また、適切性確認により指摘した修正箇所及び改善箇所などについても継続して議論する。

(4) 横断領域の取扱い

検査指摘事項の背景にある安全文化や組織的要因に関する懸念を検査においてどのように取り扱うか。

- ⇒ 横断領域の取扱いについては、米国NRCにおいても再整理中であることから、その状況を踏まえて、以下の事項を議論する。
- ・ 横断領域の取扱いの仕方
 - ・ 横断領域を構成する要素の整理
 - ・ 重要度評価等の検査制度上の仕組みへの適用の手法

(5) 横断領域に係るPI (Performance Indicator) の取扱い

上記PIの要否も含めた活用方法について整理。

- ⇒ 「保安検査における指標の収集について（指示）」（平成28年4月13日付原規規発第1604135号）に基づき情報収集している指標について、その有意性を評価し、上記（4）の検討と合わせて事業者の安全活動の監視にどのように活用できるかなどを検証する。新しい有用なPIの模索や情報収集の要否も含め議論する。

(6) 執務環境等の整備

検査官が適切かつ円滑に検査業務を遂行するため、研修や行動規範等の環境整備、規制実務の手法が事業所ごとに大きく異なるためのモデルの提示など、執務環境等を整備するための検討を行う。

⇒ 検査官が業務を執行する上で念頭に置く必要がある行政官としての責務とそれを踏まえた適切な行動を浸透させる取組みや被規制者との関わり方などを整理した上で文書化するなどによって見える化を図る方策を議論する。また、検査官が業務を円滑に進められる執務環境整備、必要なインフラ整備なども検討する。

(7) 検査に係る技術的事項の認識共有

規制機関と事業者との間で、技術的な確認が必要な事項について意見交換を行い、事後の検査における取扱いを整理する。

⇒ 当面は、これまでも検討の対象となってきた「プレコンディショニング」、「オペラビリティ」及び「取替炉心の安全性評価における新たな解析コードの活用」について意見交換を行う。

⇒ CAP活動の状況について事業者から説明を受け、PI&Rの検査結果を元に事業者ごとの濃淡について議論する。

(8) 関係者とのコミュニケーションのあり方

検査制度の趣旨・目的とその仕組みや検査結果、総合評定などについて外部の関係者とどのようなコミュニケーションを図るべきか。

⇒ 情報共有を行う対象やその内容について、個々の具体的取組事例に関する意見交換を行い、よりよいコミュニケーションの手法などについて検討する。